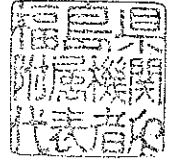




21環審第24号
平成22年 2月15日

福島県知事 様

福島県環境審議会長



ダイオキシン類対策特別措置法第30条第1項の規定に基づく

ダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域変更について（答申）

平成22年1月12日付け21環保第1703号で諮問のありました下記の区域変更について、審議の結果、原案を適当と認めます。

記

平成19年1月16日に指定したダイオキシン類土壤汚染対策地域の区域を次のとおり変更する。

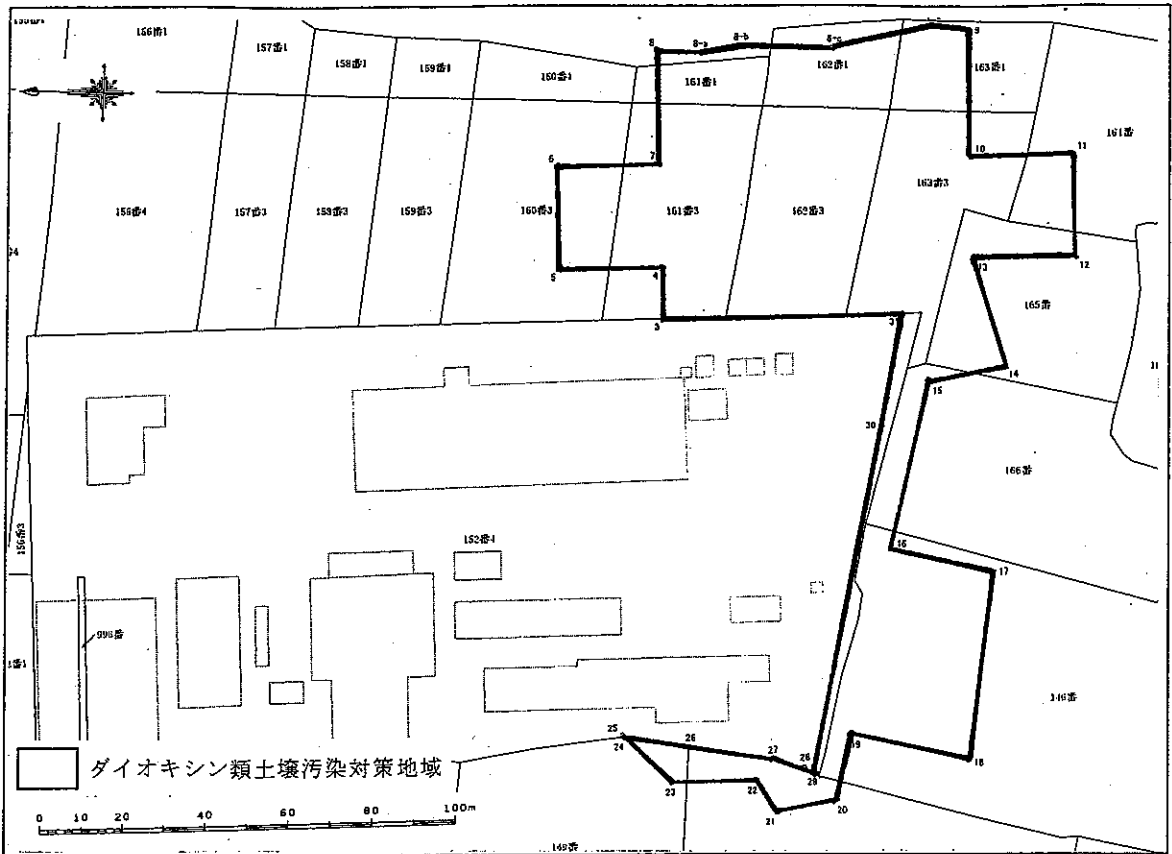
【変更前 平成19年1月16日指定】

地番	双葉郡大熊町大字小入野字東平160番3、同161番1、同161番3、同162番1、同163番1、同163番3、同164番、同165番、同166番、同146番、同148番、同149番及び同152番4の各一部並びに同162番3の全部
面積	8,969.63m ²

【変更後】

地番	双葉郡大熊町大字小入野字東平152番4の一部 (別図のとおり)
面積	257.80m ²

変更前



変更後

